

「iDATEN（韋駄天）SaaSplats エージェント取次サービス」利用規約

「iDATEN（韋駄天）SaaSplats エージェント取次サービス」利用規約（以下「エージェント取次規約」といいます）」は、ダイワボウ情報システム株式会社（以下「オーナー」といいます）とビープラッツ株式会社（以下「ビープラッツ」といいます）が提供する「iDATEN（韋駄天）SaaSplats エージェント取次サービス」に関して、サービス利用の条件を定めます。エージェントとして登録を行う企業はエージェント取次規約のすべてに同意したものとします。エージェントの登録申込を承諾するか否かはオーナー及びビープラッツが任意に決定するものであり、オーナー及びビープラッツが承諾しない場合であっても、何らの異議を申し立てないことに同意いただきます。

第1章 総則

第1条(用語の定義)

- (1) 「iDATEN（韋駄天）SaaSplats エージェント取次サービス」（以下「エージェント取次サービス」といいます）とは、ビープラッツ及びオーナーがエージェントに提供する、WEBサイトを利用してSaaS商品の販売の取次を支援するサービスのことをいいます。
- (2) 「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」とは、エージェント取次サービスを実現するためにビープラッツとオーナーが共同にて提供するSaaS商品の流通、契約管理、販売、課金の管理運用を行うシステムのことをいい、ビープラッツの提供するSaaSplatsサービスのうち、オーナーと共同にて提供するサービス名を指します。
- (3) 「SaaS」とは、ソフトウェアをCD-Rなどの媒体を通して購入せず、ネットワークを経由して、ブラウザなどを通しサービスとして利用する仕組みのことをいいます。
- (4) 「SaaS商品」とは、パブリッシャーが会員規約に基づいて提供する商品のことをいいます。
- (5) 「SaaS商品使用許諾契約」とは「SaaS」をエンドユーザが購入して利用するにあたってエンドユーザとパブリッシャー間で結ばれる契約をいいます。
- (6) 「SaaS商品売買契約」とは「SaaS」をエンドユーザが購入するにあたってエンドユーザとビープラッツ間で結ばれる売買契約をいいます。
- (7) 「利用契約」とは本規約に基づきビープラッツ、オーナー及びエージェントとの間に締結されるエージェント取次サービス利用のための契約をいいます。
- (8) 「パブリッシャー」とは、ビープラッツとの間にて同意した「SaaS商品取引利用規約」（又は、これに準ずる個別契約を締結）に基づき、「SaaS商品販売促進に関する利用規約」に同意の上、「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」を通し自社のSaaS商品を販売する者をいい、法人、その他の団体をいいます。
- (9) 「エージェント」とは、エージェント取次規約に基づき自らの顧客にSaaS商品の営業行為を行い、ビープラッツとエンドユーザー間で成立したSaaS商品の売買契約のオーナーへの取次を行う法人のことをいいます。
- (10) 「エンドユーザ」とは、「MySaaSサービス」利用規約に従い「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」を通じて、ビープラッツよりSaaS商品を購入し使用する者をいいます。
- (11) 「MySaaS」とは、エージェントがエンドユーザに提供するSaaS商品の申込及び、契約の管理をするためのWebサイトのことをいいます。

- (12) 「エージェントアカウント」とは、ログイン ID 等、ビープラッツが発行する、「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」へのアクセス認証に使用される固有の識別子のことをいいます。
- (13) 「エージェントパスワード」とは、エージェントアカウントの確認の際に必要な「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」へのアクセス認証に使用される固有の識別子のことをいいます。
- (14) 「DIS mobile WiMAX 取次代理店規約」とは、ダイワボウ情報システム株式会社が提供する DIS mobile WiMAX 通信サービスの契約等の取次その他業務委託に関する規約をいいます。

第 2 条(エージェント取次規約の範囲及び変更)

1. ビープラッツ及びオーナーが定めるその他の規約等（以下「その他の規約等」という）は、エージェント取次規約の一部を構成し、エージェント取次規約と一体となって効力を有するものとします。
2. ビープラッツ及びオーナーは、エージェント取次規約、及びその他の規約等を変更する場合があります。改定を行う場合はその内容を iDATEN(韋駄天)SaaSplats のサイトに掲載及びメール等の手段での連絡を行います。
3. 変更後のエージェント取次規約、及びその他の規約等については、ビープラッツ及びオーナーが別途定める場合を除いて、ホームページに掲載された時点より効力を発するものとします。

第 2 章 エージェント取次サービスの内容

第 3 条（役割）

「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」の運営に関し、ビープラッツとオーナーの役割の範囲は次のとおりとします。

- (1) ビープラッツ及びオーナーは、エージェント取次規約を定め、エージェント取次規約に基づきエージェント取次サービスを提供します。また、共同で「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」システムの企画、開発及び運営を行います。
- (2) ビープラッツは、SaaS 商品の売主であり、「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」システムを使用して SaaS 商品をエンドユーザへ販売し、その代金を回収します。また、ビープラッツは、SaaS 商品の取次料のオーナーに対する支払を行います。
- (3) オーナーは、「iDATEN（韋駄天）SaaSplats」システムを利用して、エージェントの登録、管理、及び、エージェントより取り次がれたビープラッツとエンドユーザー間の SaaS 商品の売買契約をビープラッツまで取次ぎ、SaaS 商品の取次料のエージェントに対する支払いを行います。また、SaaS 商品の販売促進などのオーナーが必要と認める支援を、パブリッシャー及びビープラッツと協力しエージェントに対し行います。
- (4) エージェントはエージェント取次サービスを利用して MySaaS を運営し、その顧客に SaaS 商品の販売促進活動及び本規約に定める業務を行います。また、ビープラッツとエンドユーザー間の SaaS 商品の売買契約をオーナーへ取次ぎます。

第 4 条(提供区域)

エージェント取次サービスの提供区域は、日本国内とします。

第5条(業務内容)

1. エージェント取次サービスは、オーナーが定める「DIS mobile WiMAX 取次代理店規約」に同意のうえ DIS mobile WiMAX の取次代理店として登録しているエージェントのみが利用することができるものとします。
2. ビープラッツ及びオーナーは、エージェント取次サービスを利用してビープラッツがエンドユーザに SaaS 商品を販売するにあたり、次の各号の業務（以下「取次業務」という）をエージェントに委託し、エージェントはこれを受託のうえエージェント取次サービスを利用してこれを誠実に実施するものとします。
 - (1) エンドユーザに対する SaaS 商品使用許諾契約及び SaaS 商品売買契約の締結促進及び契約維持業務
 - (2) 「MySaaS」を運営し、「MySaaS」又は他の手段を利用して行うエンドユーザへの SaaS 商品の販売促進業務
 - (3) エンドユーザに対する「MySaaS」の利用方法、SaaS 商品使用許諾契約または SaaS 商品売買契約締結手続きならびにビープラッツ及びオーナーが別に定める事項の説明
 - (4) エンドユーザからの SaaS 商品使用許諾契約及び SaaS 商品売買契約の加入申込受付、申込者の本人同一性と申込記載事項の真実性の確認。
 - (5) エンドユーザに対する「MySaaS」の利用方法、SaaS 商品使用許諾契約または SaaS 商品売買契約締結手続きならびにビープラッツ及びオーナーが指定する事項に関する問合せへの回答。
 - (6) その他前各号に付随してビープラッツ及びオーナーが別に定める業務
3. ビープラッツ及びオーナーは、エージェントがエージェント取次サービスを利用するにあたり、サービスの利用者を識別するための識別番号（以下「アカウント」といいます）及びパスワード（以下「パスワード」といいます）を付与します。
4. ビープラッツ及びオーナーは、エージェントが運営する「MySaaS」をエンドユーザーが利用する条件及び SaaS 商品を購入し利用するための条件を定めた利用規約（以下「MySaaS サービス規約」といいます）を定めるものとし、エージェントはその内容に同意するものとします。
5. ビープラッツ及びオーナーは、エージェントの承諾を得ることなく取次業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第3章 利用契約

第6条 (利用申込の方法)

エージェント取次サービスの利用希望者は、本規約を確認し同意したうえで、ビープラッツ及びオーナー所定の手続に従って利用申込をするものとします。

第7条 (利用申込の承諾)

利用契約は、前条に定める利用申込に対し、オーナーが承諾の通知を発信したときに成立します。

第8条（登録不承認と契約の解除）

ビープラッツ及びオーナーは、次の各号の一に該当する事情がある場合には、利用申込を承諾しないことがあります。また、ビープラッツ及びオーナーは、利用契約成立後であっても、次の各号の一に該当する事実が判明した場合には、ただちに利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用契約の申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (2) 過去に不正使用などにより利用契約の解除またはエージェント取次サービスの利用を停止されていることが判明した場合
- (3) その他利用契約を締結し継続することが、技術上またはビープラッツならびにオーナーの業務の遂行上著しい支障があると判断した場合
- (4) エージェント取次規約の改定に同意が頂けない場合

第9条（アカウント及びパスワードの送付等）

オーナーは利用契約が成立し、オーナー所定の書式に従って記入された利用申込書を契約者から受け取った日から 10 営業日以内を目途に、登録を完了した旨をメールにてエージェントに送付します。

第10条（エージェントへの通知）

1. ビープラッツ及びオーナーは、次の各号に定める事由が生じたときはその旨をエージェントに通知します。
 - (1) エージェント取次規約の変更
 - (2) 新たなサービス及び機能の提供
 - (3) 利用時間の変更
 - (4) エージェント取次サービスの利用中止
 - (5) その他の、エージェント取次サービスの提供条件の変更
2. ビープラッツ及びオーナーからエージェントへの通知は、通知内容を電子メール、書面またはホームページ（www.saasplats.com）に掲載するなど、ビープラッツ及びオーナーが適当と判断する方法により行います。
3. 本条第1項各号の変更は、ビープラッツまたはオーナーからエージェント宛に通知を発信したとき、またはホームページに掲載したときに効力を生ずるものとします。
4. 前2項の規定は、本規約におけるビープラッツまたはオーナーからの通知に適用されるものとします。

第11条（契約事項の変更）

1. エージェントは、その法人名、氏名、住所などの連絡先情報、その他のエージェント情報の内容が変更になった場合は、すみやかに所定の手続きにより、ビープラッツ及びオーナーに連絡するものとします。

2. エージェントが合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から1ヵ月以内にその旨を通知するものとします。

第12条(権利義務等の譲渡等の禁止)

エージェントは、理由の如何を問わず、エージェント取次規約上の地位の移転、エージェント取次サービスの提供を受ける権利等エージェント取次規約及びこれに付帯する一切の契約に基づいて発生するすべての権利義務の譲渡または質権設定その他の担保提供を行うことはできません。

第13条(エージェントによる解約)

エージェントは、利用契約を解約を希望する月の前月末日までに、ビープラッツ及びオーナーの定める方法により、その旨をビープラッツ及びオーナーに通知することで解約できます。

第14条(ビープラッツ及びオーナーによるエージェント取次サービスの利用停止)

1. エージェントが次の各号のいずれかに該当するときは、ビープラッツ及びオーナーは、何らの催告を要せず、エージェント取次サービスの利用を停止することができるものとします。この場合、エージェントはビープラッツ及びオーナーに対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに全債務を完済するものとします。
 - (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じたとき
 - (2) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続(エージェント取次規約締結後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をしたとき
 - (3) エージェント取次規約に違反したとき
2. 本条第1項によるエージェント取次サービスの利用停止は、ビープラッツ及びオーナーのエージェントへの損害賠償の請求を妨げないものとします。
3. 本条第1項によるエージェント取次サービスの利用停止に関し、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。

第4章 利用の停止、制限

第15条(通信利用の制限)

1. エージェントによる行為またはそれに附随する二次的な結果として、ビープラッツ及びオーナーのサーバー等に過大な負荷を与えた場合、またはそのおそれがある場合は、ビープラッツ及びオーナーは「iDATEN(韋駄天) SaaSplats」の管理機能及びMySaaSの利用を制限することができるものとし、また、その場合はエージェントに対し損害賠償を請求することがあります。
2. 前項に基づく利用の制限に関し、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものと

します。

第 16 条(エージェント取次サービスの中断及び停止)

1. 天災地変、通信システムの障害、エージェント取次サービスの定期的もしくは緊急保守、技術的な障害、第三者との紛争、又はエージェント取次サービス運営方針の変更等の事態が生じた場合、及びその他ビープラッツ及びオーナーが必要と判断した場合は、エージェント取次サービスの全部又は一部の提供を中断し、又は停止することができるものとします。この場合、ビープラッツ及びオーナーは事前に又は事後遅滞なくその旨及びエージェント取次サービス再開の目処をエージェントに通知するものとします。
2. エージェントがエージェント取次規約に違反した場合、ビープラッツ及びオーナーは、エージェントに事前に通知することなく、エージェントサービスの提供を停止することができるものとします。
3. 本条第 1 項または第 2 項に基づくエージェント取次サービスの一時停止に関し、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。
4. 不測の事故等の止むを得ない事由により、エージェント取次サービスの遅延または中断、停止等が発生した場合、ビープラッツ及びオーナーは一切の賠償責任を負わないものとします。

第 5 章 利用の注意

第 17 条(エージェントアカウント及びエージェントパスワードの管理)

1. ビープラッツ及びオーナーは、エージェントアカウント及びエージェントパスワードのみによりエージェントの同一性を判断し、当該アカウント及び当該パスワードによるエージェント取次サービスの利用は、当該エージェントによるものとみなします。
2. エージェントは、エージェントアカウント及びエージェントパスワードを当該第三者に貸与・譲渡すること、エージェントアカウント及びエージェントパスワードを第三者と共用することを禁じます。
3. エージェントは、エージェントアカウント及びエージェントパスワードについて責任を持って管理するものとし、第三者の不正使用等に起因するすべての損害について責任を負い、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。

第 18 条(エージェントの通信設備等)

エージェントは、エージェント取次サービスの利用に際して、コンピュータ機器及び通信機器の設置、ソフトウェア及びインターネット接続業者との契約等、インターネットを接続するために必要な機器及び環境を自己の費用と責任において準備するものとします。また、エージェント取次サービスを利用するために要した電話料金、エージェント側で契約されている専用線等の利用料及び申請料金等は、エージェントの負担とします。

第 19 条(禁止される行為)

エージェント取次サービスにおいて、エージェントによる次の各号の行為を禁止します。

1. 他のエージェントのアカウント、パスワードを不正に使用する行為。
2. 著しいアクセスの集中を発生させるウェブサイトの運営及び大量に電子メールを送信する等、ビープラッツ及びオーナーのサーバーに過大な負荷を与える行為等により、ビープラッツ及びオーナー、サーバーを共有する他のエージェントまたは第三者に迷惑・不利益を与える行為、またはエージェント取次サービスに支障をきたすおそれのある行為。
3. ビープラッツ及びオーナーまたは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
4. ビープラッツ及びオーナーまたは第三者の財産、プライバシーまたは肖像権等を侵害する行為。
5. ビープラッツ及びオーナーまたは第三者に対する差別・誹謗中傷または名誉・信用を毀損する行為。
6. 有害なコンピュータプログラムの送信等、ビープラッツ及びオーナーによるエージェント取次サービスの提供または他のエージェントによるエージェントサービスの利用に支障を生じさせる行為。
7. ビープラッツ及びオーナーの利益に反する行為。
8. ビープラッツ及びオーナーが不適切と判断する行為。
9. その他法令に反する行為。

第 20 条 (エージェントに帰属するデータの管理)

1. サーバー内の商品データ、顧客データ等エージェントが必要とするデータについては、エージェントの責任においてエージェント自身でバックアップを行うなどして管理するものとします。
2. 第 19 条に該当する行為が発覚した場合、ビープラッツ及びオーナーはエージェントに事前に通知することなく、サーバー内のデータを利用停止できるものとします。
3. 期間満了、解約等によりエージェント取次サービスが終了した場合、ビープラッツ及びオーナーは、エージェントに事前に通知することなく、サーバー内のデータを削除できるものとします。
4. 本条第 3 項に基づくデータの削除に関し、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとし、エージェントは一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。

第 6 章 「SaaS 商品使用許諾契約」 及び 「SaaS 商品売買契約」

第 21 条 (販売商品、販売価格等の設定)

1. エージェントは「iDATEN (韋駄天) SaaSPlats」のアカウント受領後、エージェント取次サービスを利用して、SaaS 商品に関するエンドユーザとビープラッツ間の売買契約をオーナーを通じてビープラッツまで取次ぎできるものとします。
2. エージェントは、「MySaaS」にてエンドユーザに取次提案を行う、ビープラッツから提供される SaaS 商品を自由に選択できるものとします。
3. エンドユーザ向け販売に関する SaaS 商品の販売価格などの設定は SaaS 商品の売主であるビープラッツが行うものとします。

第 22 条 (SaaS 商品売買契約)

1. エンドユーザが MySaaS を利用して SaaS 商品の購入を希望する場合、エンドユーザは MySaaS 上に掲載された MySaaS サービス規約、及び、購入申込を行う SaaS 商品につきパブリッシャーが定める「SaaS 商品使用許諾契約」に同意の上、MySaaS の機能を利用してオンラインにて購入の申込を行います。
2. 前項の購入申込を、エージェントはエージェント取次サービスを利用して受付、内容を確認した後、オーナーへ当該申込を連絡するものとします。オーナーはエージェントからの当該申込の連絡をエージェント取次サービスを利用して受付、内容を確認した後、ビープラッツへ当該申込を連絡するものとします
3. ビープラッツは、前項により届いたエンドユーザの申込内容を確認し、ビープラッツ及びパブリッシャー間で定める手続きにより、パブリッシャーに対し SaaS 商品の利用申込の申請を行います。
4. パブリッシャーは、前項によるビープラッツからの SaaS 商品の利用申込の申請に従い、エンドユーザに対し当該 SaaS 商品を使用許諾した旨の連絡を行います
5. エンドユーザとビープラッツ間の SaaS 商品の売買契約は、ビープラッツがエンドユーザからの申込を受付し承諾する旨を MySaaS における契約一覧機能を利用して、又はエンドユーザが事前に登録したメールアドレスまで E メールにて連絡をしたときに締結されます。
6. SaaS 商品の売買契約は、エンドユーザとビープラッツの責任において締結されるものとし、ビープラッツが売主としての法的責任を負い、エージェント及びオーナーはエンドユーザとビープラッツの売買契約に関して何らの権利を有しておらず、また義務を負いません。
7. SaaS 商品の売買契約にともなうエンドユーザとビープラッツの売買契約上の責任は、当該 SaaS 商品の売買契約において定めるものとします。

第 23 条 (SaaS 商品使用許諾契約)

1. SaaS 商品使用許諾契約はエンドユーザとパブリッシャー間で締結されるものとし、その内容、締結手続き、成立時期等は SaaS 商品毎にパブリッシャーが定めるところに従うものとします。
2. パブリッシャーが定める SaaS 商品の利用規約及び、使用許諾に関する事項については、ビープラッツ及びオーナーは、何らの権利を有せずその責任を負わないものとします。

第 24 条 (取次手数料)

1. エンドユーザとビープラッツとの間で成立した SaaS 商品の売買契約に基づき、当該 SaaS 商品の初回の代金支払が実行された場合、ビープラッツは速やかにオーナーを通じてエージェントにその旨を「iDATEN (韋駄天) SaaSPlats」の管理機能、又はエージェントが事前に登録したメールアドレスまで E メールにて連絡するものとします。上記代金支払が実行されたときをもってビープラッツとオーナー間ならびにオーナーとエージェント間の取次が成立したものとします。以後、契約の継続期間中も同様に、自動的に取次が成立したものとします。
2. 前項により成立した取次への対価としてビープラッツはオーナーに、オーナーはエージェントにそれぞれ取次料金を支払うものとし、エージェントの SaaS 商品の取次料金は、次の通り

とします。

基本取次料率： ビープラッツがエンドユーザに販売する価格の10%とします。

第25条(取次料金の支払)

1. オーナーは、ビープラッツから支払われた取次料金をもとにエージェントへ取次料金（以下「エージェント取次料」という）を支払うものとします。なお、エージェント取次料の支払については、「DIS mobile WiMAX 取次代理店規約」の条件に従い支払うものとします。
2. ビープラッツは、利用月当月の10営業日までに、エンドユーザからSaaS商品代金を回収できない場合、当該SaaS商品についての売買契約の解約手続を進めるものとします。この場合、利用当月のエージェントの取次料は発生しません。また、事由の如何を問わず所定の期限までにビープラッツよりオーナーへエージェント取次料相当額の金銭の支払がなされない場合、オーナーはエージェントへの支払義務を免れるものとします。

第26条(苦情処理等)

1. エージェントとエンドユーザの間に発生したトラブルは、エージェントとエンドユーザの間で解決するものとします。
2. 前項にもかかわらず、ビープラッツ及びオーナーがエンドユーザとエージェント間の紛争に巻き込まれ、紛争解決の費用を支出したときは、エージェントは、訴訟費用、弁護士費用、エンドユーザに対して支払った解決金その他ビープラッツ及びオーナーの支出した一切の費用につき、ビープラッツ及びオーナーに支払うべき責めを負うものとします。
3. 本条第1項にもかかわらず、ビープラッツ及びオーナーがエンドユーザとエージェント間の紛争に巻き込まれた場合、ビープラッツ及びオーナーはエージェントに必要な協力を求めることができるものとし、エージェントは協力するものとします。

第7章 一般条項

第27条(ビープラッツ及びオーナーの免責)

1. エージェントが、エージェント取次サービスを通じて他のサービスを利用することにより発生した一切の損害について、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。
2. エージェントが、他のエージェントまたは第三者に対して損害を与えた場合には、当該エージェントまたは当該第三者は、自己の責任と費用において解決し、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。
3. エージェントが使用するいかなる機器及びソフトウェアについても、ビープラッツ及びオーナーは一切の動作保証を行わないものとします。
4. エージェント取次サービスを利用するために必要な機器及びソフトウェアについて、エージェントは、それぞれの使用許諾契約またはそれに準ずるものの内容に従うものとし、それによって引き起こされた損害については、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。

5. ビープラッツ及びオーナーはエージェント取次規約に基づきエージェント取次サービスを提供するもので、そのデータ保管を保証するものではありません。
6. メンテナンスまたは不慮の事故等により、サービス停止によるものまたはサービス内容の変更によるエージェントの逸失利益、または損害について、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。
7. 不測の事故等により、エージェントのサーバー上に蓄積されているデータが滅失、流出または損壊等が発生した場合、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。
8. その他、ビープラッツ及びオーナーに起因事由のない事項について、ビープラッツ及びオーナーは一切の責任を負わないものとします。

第 28 条 (契約期間)

利用契約の有効期間は、契約締結完了日より、1 年後の月末日とします。但し、当該有効期間満了の 1 ヶ月前までにビープラッツ及びオーナー又はエージェントいずれからも相手方に対する書面による別段の意思表示がない限り、有効期間は更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後もこの例によるものとします。但し、「DIS mobile WiMAX 取次代理店」としての登録が終了した場合、エージェント取次サービスの利用契約も同時に終了するものとします。

第 29 条 (秘密保持)

1. エージェント及びビープラッツ及びオーナーは、エージェント取次サービスを利用または提供するうえで知り得た、相手方の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、経営情報（名称、住所等）等の一切の情報（以下「秘密情報」という）を秘密に保持し、契約中はもとより、同終了後においても、相手方の書面による事前の承諾なくして、他のエージェントまたは第三者に開示・漏洩、もしくは、エージェント取次サービスを利用または提供する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の情報は、秘密情報にあたらぬものとします。
 - (1) 相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有していたことを立証できるもの。
 - (2) 第三者から適法に秘密保持義務を負わずに入手したことを立証できるもの。
 - (3) 相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。
 - (4) 相手方より開示を受けた後、自己の故意または過失によらず公知公用となったもの。
 - (5) 相手方より開示された情報によらず、独自に創作・開発したもの。
3. エージェント及びビープラッツ及びオーナーは、秘密情報につき、第三者から法令に基づき開示が求められた場合には、当該第三者に対し秘密情報を開示することができるものとします。

第 30 条 (個人情報の保護)

エージェントは、個人情報の保護を図るため、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならないものとします。ビープラッツ及びオーナーは、ビープラッツ及びオーナーが定める「個人情報保護方針」に則り、預かった個人情報を適切に管理するものとします。

第 31 条(個人情報の収集、利用、提供に関する同意)

1. エージェントは、前条に定めるほか、本件業務を遂行するにあたり、顧客情報（ビープラッツ及びオーナーの顧客に関する情報であって、当該情報に含まれる名称、住所、電話番号その他の記述等により特定の個人・法人等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人・法人等を識別することができるものを含む）、その他顧客の既存通信システム又は構築しようとする通信システムに関する、拠点、ネットワーク構成、IP アドレス等の情報をいう。以下同じ。）の保護に関して以下の各号の規定を遵守しなければならないものとします。
2. エージェントは、顧客情報を善良な管理者の注意をもって管理し、ビープラッツ及びオーナーの書面による承諾を得ることなく、エージェント取次規約の履行以外の目的のために利用し、または第三者に利用させもしくは開示・漏洩してはならないものとします。
3. エージェントは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びその他の関係法令及びガイドラインその他の指針を遵守し、顧客情報の目的外利用、紛失、改ざん、漏洩、滅失、き損の防止その他の顧客情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとします。
4. エージェントは、ビープラッツ及びオーナーの書面による承諾を得ることなく、顧客情報を複製してはならないものとします。
5. エージェントは、エージェント取次規約に違反して顧客情報がエージェント取次規約の履行以外の目的に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、直ちにビープラッツ及びオーナーに報告し、ビープラッツ及びオーナーの指示を受けるものとします。
6. エージェントは、代理店登録の有効期間が終了し、もしくは代理店登録を取り消されたとき、またはビープラッツ及びオーナーが返還を請求したときは、顧客情報（複製されたものを含む）を直ちにビープラッツ及びオーナーに返還するものとします。この場合において、ビープラッツ及びオーナーの承諾に基づき、当該顧客情報を返還することなく破棄するときは、書類については裁断または焼却の方法により、電磁的記録についてはデータ消去または媒体の破壊の方法によりこれを行うものとし、破棄が完了した時点で速やかにビープラッツ及びオーナーに対してその結果を報告することとします。

第 32 条(知的財産権の権利帰属)

エージェント取次サービスに関連して提供される教材及びマニュアル等（以下「教材等」という）に関する著作権その他一切の知的財産権は、ビープラッツ及びオーナーまたは当該教材等の提供元に帰属するものとします。エージェントは、ビープラッツ及びオーナーが別途定める場合を除き、複製、転載、編集等できないものとします。

第 33 条(法令遵守)

エージェント、ビープラッツ及びオーナーは、エージェント取次規約に関連する法令を遵守するものとします。

第 34 条(準拠法)

エージェント取次規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 35 条(合意管轄裁判所)

エージェント取次規約に関してエージェント、ビープラッツ及びオーナーの間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 条(存続事項)

エージェント取次規約第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条及び第 35 条については、利用契約の終了といえども、なお、有効に存続するものとします。

以上

オーナー： 大阪府中央区本町3-2-5
 ダイワボウ情報システム株式会社

ビープラッツ： 東京都千代田区内神田 3-2-8 COI 内神田ビル 4F
 ビープラッツ株式会社

制定：2010年3月20日